

# アスベストの調査

平成26年6月の大気汚染防止法の改正により、すべての解体等工事（解体、改造、補修する作業を伴う建設工事（平成18年9月1日以降の新築建築物等を除く）の受注者は、アスベスト含有の有無の事前調査等を行い発注者へ調査結果を書面で説明するとともに工事場所へ掲示することが義務付けられました。

また、同じく平成26年6月の石綿障害予防規則の改正では、労働者が石綿ばく露によって健康障害をきたすことのないよう、その建築物などに石綿が使用されているかどうかの事前調査や、石綿を含有する建材などを扱う場合に必要措置を規定しています。



調査で着用する防塵マスク

## アスベストが使用されているかの調査が必要な場合

石綿障害予防規則第3条により、建築物、工作物及び鋼製の船舶について、解体、破碎等の作業を行う場合には、石綿を含むかどうかを調査する義務があります。また、大気汚染防止法（第18条の17）で特定建築工事に該当するかどうかの調査を行う義務があります。

さらに、石綿障害予防規則（第10条）で、飛散のおそれがある吹付け材に石綿が含まれていた場合は、石綿等の封じ込め、囲い込み等の措置や労働者の呼吸用保護具、作業衣の着用が義務付けられているため、石綿有無の調査が必要となります。

また、建築基準法においても、吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールが使用されている建物を「既存

不適合」と位置づけ、増改築時には原則としてアスベストの除去を義務づけていることから、石綿有無の調査が必要となります。

その他にも、建築物の安全性（石綿による有害性の有無）の確認、宅地建物取引業法や資産除去債務に係わる調査があります。宅地建物取引業法においては、建物の売買、交換又は貸借等の契約時に、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を説明することになっています。

## 調査を行うには

アスベストが使用されているのかの調査を行うには資格は必要ありませんが、アスベスト（石綿）に関する広い知見が必要です。

2012年（平成24年）に厚生労働省から出されされた「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（石綿指針）では、「石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。」と記載され、「石綿指針の解釈通達（基発0509第10号）、一部改正平成26年基発0423第7号」には、「建築物石綿含有建材調査者」「石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者」及び「日本アスベスト調査診断協会に登録されたアスベスト診断士」が例示されています。（JATI協会のHPより）

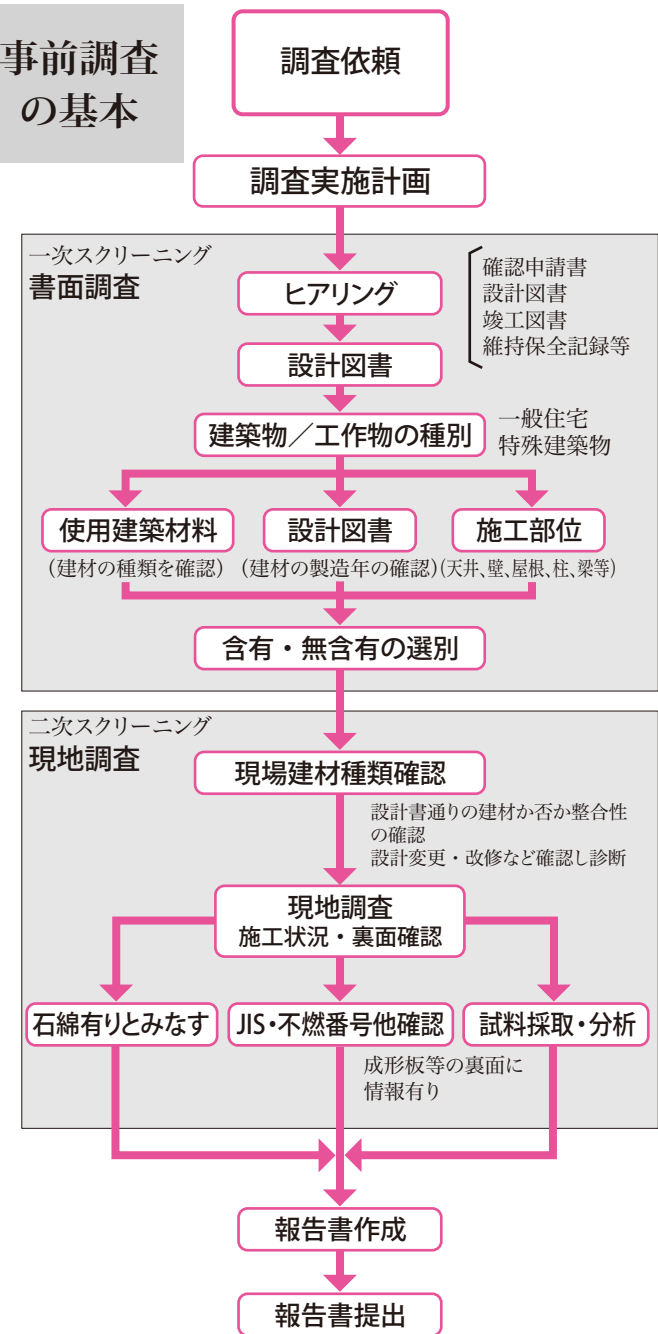


アスベスト調査の様子

アスベスト診断士とは（JATI協会の認定資格）

- どこにアスベストが使用されているかの診断
- 使用されているアスベストの処理要否判断
- アスベスト含有製品等の処理工事に関する、適正工事のチェック診断を行うことを主な役割とします。

## 事前調査の基本



※事前調査とは、石綿含有の有無を事前に調査することです。調査は含有無しの証明を行うことから始まり、その証明が出来ない場合は、分析調査を行うか石綿有りともなず（吹付け材はみなすことはできない）事が基本となります。